

四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例

四街道市営自転車駐車場条例（昭和62年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四街道市営自転車等駐車場条例

第1条中「四街道市営自転車駐車場」を「四街道市営自転車等駐車場」に改める。

第3条の表中「原動機付自転車及び自転車」を「自転車等」に改める。

第6条中「午前0時」を「午前零時」に改める。

第9条第1項中「申込みし利用登録」を「申込みをし、定期利用の登録（以下「定期利用登録」という。）」に改め、同条第2項中「前項の規定による利用登録」を「定期利用登録」に、「自転車駐車場利用登録許可証」を「自転車等駐車場利用登録許可証」に改め、同条第3項中「前項の規定による」を削り、「利用登録」を「定期利用登録」に改め、同条第4項中「利用登録のできる台数」を「定期利用登録のできる台数」に、同項ただし書中「利用登録」を「登録」に改め、同条第5項中「第2項の規定による」を削る。

第10条第1項中「利用登録」を「一時利用の登録（以下「一時利用登録」という。）」に改め、同条第2項中「前項の規定による利用登録」を「一時利用登録」に、「自転車駐車場一時利用券」を「自転車等駐車場一時利用券」に改め、同条第3項中「前項の規定による」を削り、「自転車のハンドル」を「自転車等の見やすいところ」に改める。

第12条中「第9条第1項又は第10条第1項の規定による利用登録」を「定期利用登録又は一時利用登録（以下「利用登録」という。）」に改める。

第13条の見出しを「（使用料）」に改め、同条の表以外の部分中「第9条第1項又は第10条第1項の規定による」を削り、「登録料」を「使用料」に改め、同条の表中

10,500円	を	10,690円	に
5,250円		5,340円	
6,000円		6,110円	
3,000円		3,050円	
21,000円		21,380円	
10,500円		10,690円	
12,000円		12,220円	
6,000円		6,110円	

改め、同表備考中「第9条第3項本文に規定する期間の途中において当該期間内の利用に係る利用登録を受ける」を「第9条第3項ただし書の規定の適用がある」に、「登録料」を「使用料」に、「当該登録」を「定期利用登録」に改める。

第14条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「登録料」を「使用料」に改める。

第16条第1項中「この施設」を「駐車場の施設又は設備」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定（同条の見出しを改める部分、同条中表以外の部分（「登録料」を「使用料」に改める部分に限る。）、表備考以外の部分及び表備考の部分（「登録料」を「使用料」に改める部分に限る。）、第14条の改正規定及び第15条の改正規定については、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四街道市営自転車等駐車場条例（以下この項において「新条例」という。）の規定（前項ただし書の規定により令和5年10月1日から施行する部分に限る。）は、令和5年10月1日以後の利用登録（新条例第12条に規定する利用登録をいう。以下同じ。）に適用し、同日前までの利用登録については、なお従前の例による。